

旭川市介護サービス事業者等の指定及び指定の更新に係る手数料の免除に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭川市手数料条例（平成12年旭川市条例第10号）第7条第3号の規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護サービス事業者及び介護予防サービス事業者並びに第1号事業指定事業者の指定及び指定の更新に対する審査に係る手数料の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の免除)

第2条 市長は、次の表の左欄に掲げる手数料の種別に応じ、当該手数料を支払うべき者がそれぞれ当該右欄に掲げる免除の条件のいずれかを満たすときは、当該手数料を免除する。

手数料の種別	免除の条件
短期入所生活介護に係る指定居宅サービス事業者指定（指定更新）申請手数料	(1) 介護老人福祉施設、養護老人ホーム、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設若しくは事業所の空床を利用して指定又は指定更新の申請を行う場合
短期入所療養介護に係る指定居宅サービス事業者指定（指定更新）申請手数料	(1) 介護老人保健施設又は介護療養型医療施設の空床を利用して指定又は指定更新の申請を行う場合
指定地域密着型サービス事業者指定（指定更新）申請手数料	(1) 旭川市の被保険者（ただし、法第13条第3項に規定する住所地特例適用被保険者を除く）に対し、市外に所在する事業者が地域密着型介護サービスを提供するために指定又は指定更新の申請を行う場合で、かつ、当該事業者が所在市町村長から指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けている場合

<p>認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型サービス事業者指定（指定更新）申請手数料</p>	<p>（１）認知症対応型共同生活介護事業所若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の居間若しくは食堂又は地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに利用させることを目的として指定又は指定更新の申請を行う場合</p>
<p>指定介護予防サービス事業者指定（指定更新）申請手数料</p>	<p>（１）指定居宅サービス又は地域密着型通所介護と一体的に運営するために当該サービスと同時に指定又は指定更新の申請を行う場合</p>
<p>介護予防短期入所生活介護に係る指定介護予防サービス事業者指定（指定更新）申請手数料</p>	<p>（１）介護老人福祉施設，養護老人ホーム，特定施設入居者生活介護，地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設若しくは事業所の空床を利用して指定又は指定更新の申請を行う場合</p>
<p>介護予防短期入所療養介護に係る指定介護予防サービス事業者指定（指定更新）申請手数料</p>	<p>（１）介護老人保健施設又は介護療養型医療施設の空床を利用して指定又は指定更新の申請を行う場合</p>
<p>指定地域密着型介護予防サービス事業者指定（指定更新）申請手数料</p>	<p>（１）指定地域密着型サービスと一体的に運営するために当該サービスと同時に指定又は指定更新の申請を行う場合</p> <p>（２）旭川市の被保険者（ただし，法第13条第3項に規定する住所地特例適用被保険者を除く）に対し，市外に所在する事業者が地域密着型介護予防サービスを提供するために指定又は指定更新の申請を行う場合で，かつ，当該事業者が所在市町村長から指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けている場合</p>

<p>介護予防認知症対応型通所介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者指定（指定更新）申請手数料</p>	<p>（１）認知症対応型共同生活介護事業所若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の居間若しくは食堂又は地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに利用させることを目的として指定又は指定更新の申請を行う場合</p>
<p>第１号事業指定事業者指定（指定更新）申請手数料</p>	<p>（１）指定居宅サービスもしくは地域密着型通所介護と一体的に運営するために当該サービスと同時に指定もしくは指定更新の申請を行う場合</p> <p>（２）平成２７年４月１日以降に介護予防訪問介護もしくは介護予防通所介護の指定を受けた事業者が平成２９年４月１日付けの指定の申請を行う場合</p> <p>（３）平成２７年３月３１日以前に介護予防訪問介護もしくは介護予防通所介護の指定を受けていたことにより、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第８３号）附則第１３条に規定する法第１１５条の４５の３の指定を受けたとみなされた事業者が、平成３０年４月１日付けの指定の更新の申請を行う場合</p> <p>（４）旭川市の被保険者に対し、市外に所在する事業者が第１号事業のサービスを提供するために指定又は指定更新の申請を行う場合で、かつ、当該事業者が所在市町村長から第１号事業指定事業者の指定を受けている場合</p>

附 則

この要綱は、平成２６年７月１日から施行する。

この要綱は、平成２８年２月２５日から施行する。

この要綱は、平成２９年２月１日から施行する。